

農林水産物・食品輸出本部関係省庁による農林水産物・食品の輸出関連予算（令和5年度概算要求）

農林水産物・食品の輸出額 5 兆円目標の実現に向けて、農林水産物・食品輸出本部を中心に、日本の強みを最大限に発揮するための取組、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援、政府一体となった輸出の障害の克服等に取り組んでまいります。

（農林水産物・食品輸出本部 本部員）
農林水産大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、復興大臣

- ## 1 品目別輸出目標の達成に向けた海外での販売力の強化

 - ・ マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業（農林水産省）
 - ・ 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業（農林水産省）
 - ・ 食産業の戦略的海外展開支援事業（農林水産省）
 - ・ 地域の魅力海外発信支援事業（外務省）
 - ・ 在外公館用の日本産酒類関連経費（外務省）
 - ・ 地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業（外務省）
 - ・ 外国報道関係者招へい（外務省）
 - ・ 日本特集番組制作支援事業（外務省）
 - ・ 独立行政法人国際交流基金運営費交付金（外務省）
 - ・ 日本事情発信（外務省）
 - ・ 官民連携推進事業（外務省）
 - ・ 在外公館文化事業（外務省）
 - ・ 海外展開のための支援事業者活用促進事業（経済産業省）
- ## 2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

 - ・ グローバル産地づくり推進事業（農林水産省）
 - ・ 地域の特色ある加工食品の輸出支援事業（農林水産省）
 - ・ ローカル10,000プロジェクト（総務省）
 - ・ 日本産酒類海外展開支援事業費補助金等（財務省）
 - ・ 独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金（財務省）
 - ・ 中堅・中小企業海外展開支援事業（経済産業省）
 - ・ 越境EC等利活用促進事業（経済産業省）
 - ・ 中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業（経済産業省）
 - ・ コールドチェーン物流サービス分野の国際標準化推進事業（国土交通省）
 - ・ 官民ファンドによる海外展開支援事業（国土交通省）
 - ・ 特定農林水産物・食品輸出促進港湾形成事業（国土交通省）

3 政府一体となった輸出の障害の克服

- ・ 輸出環境整備推進事業（農林水産省）
- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備（農林水産省）
- ・ 育成者権管理機関支援事業（農林水産省）
- ・ 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業（農林水産省）
- ・ 地理的表示保護・活用総合推進事業（農林水産省）
- ・ 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応（厚生労働省）
- （輸出食肉・水産食品安全対策、残留農薬基準の国際整合化、輸出食品の規制対策等のための研究）
- ・ 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業（復興庁）

5 兆円目標に向けた更なる輸出拡大を目指す

1 日本の強みを最大限に発揮するための取組

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業

【令和5年度予算概算要求額 3,335（2,622）百万円】

<対策のポイント>

5兆円目標の実現に向けて、戦略的な輸出拡大へのサポート、品目団体の輸出力強化、輸出に取り組む優良品業者の表彰、日本食・食文化の魅力発信による日本産品の海外での需要拡大等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略的輸出拡大サポート事業

1,595百万円

- ① JETROによる、海外見本市への出展、国内外の商談会の開催、サンプル展示ショールームの設置、セミナー開催、専門家による相談対応等を支援します。
- ② JFOODOによる、複数品目を組み合わせた品目横断的な取組、食文化の発信体制の強化等を含めた戦略的プロモーションを支援します。
- ③ 新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される具体的かつ横断的な分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援します。

2. 品目団体輸出力強化支援事業

1,219百万円

改正輸出促進法に基づき認定された農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援します。

3. 輸出体制強化調査事業

60百万円

輸出体制の更なる強化に向け、海外の輸出体制に係る制度を詳細に調査します。

4. 輸出に取り組む優良品業者表彰事業

8百万円

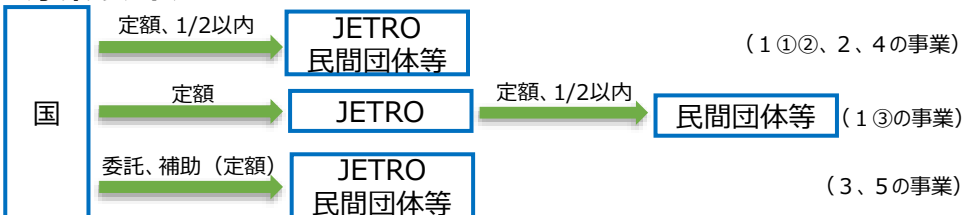
輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、取組を広く紹介します。

5. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業等

453百万円

- ① 海外における日本食・食文化の普及を担う料理人の育成や日本産食材サポーター店等の拡大等を推進します。
- ② 日本食・食文化に関する食体験コンテンツの磨き上げ等を支援します。

<事業の流れ>



JETROによる輸出総合サポート



海外見本市への出展

JFOODOによるプロモーション



現地小売店でのキャンペーン

品目団体の輸出力強化支援



海外バイヤーとの商談

優良品業者表彰事業



表彰式典の開催

日本食・食文化の魅力発信



海外料理学校との連携



日本産食材サポーター店との連携



食体験コンテンツの造成

【お問い合わせ先】

（1、2、3、5①の事業） 輸出・国際局輸出企画課 （03-3502-3408）
 （4の事業） 輸出支援課 （03-6744-7172）
 （5②の事業） 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 （03-6744-2012）

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業【令和 5 年度予算概算要求額 672（240）百万円】

<対策のポイント>

主要な輸出先国・地域において、JETRO海外事務所等を活用した**輸出支援プラットフォーム**を設置・運営し、輸出先国の規制、消費者ニーズなどをとりまとめた**カントリーレポート**の作成、**オールジャパンでのプロモーション戦略の立案**等の取組を通じて、**輸出事業者を専門的・包括的・継続的に支援**します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円〔2025年まで〕、5 兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 輸出支援プラットフォーム推進事業

672（240）百万円

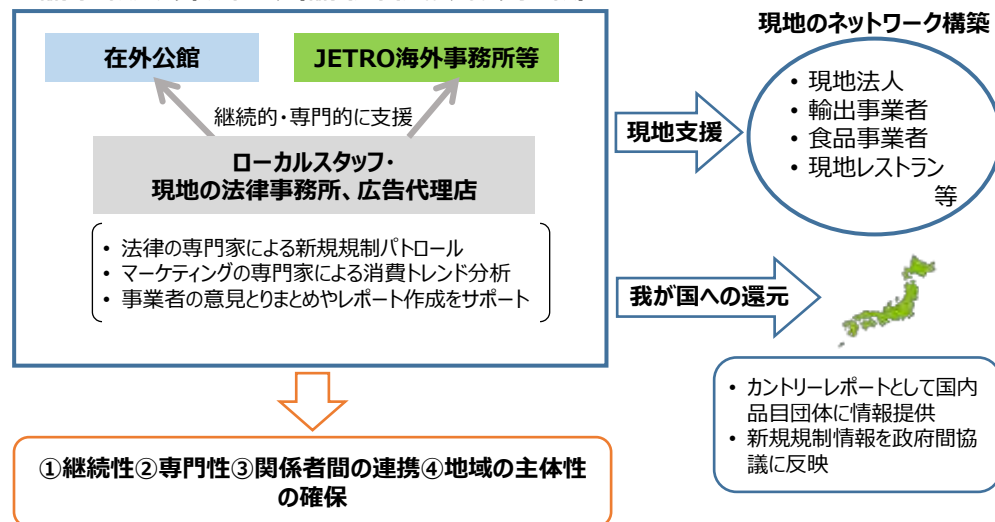
海外現地において**農林水産物・食品に特化した輸出促進を強化**するため、主要な輸出先国・地域において、在外公館やJETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員等を主メンバーとし、現地の広告代理店、法律事務所、調査会社とも連携する**輸出支援プラットフォーム**を設置・運営し、以下の取組を通じて、**輸出事業者を専門的・包括的・継続的に支援**します。

- ① 輸出先国の規制、消費者の嗜好、ニーズなどをとりまとめた**カントリーレポート**の作成、国内事業者への情報提供
- ② 「ジャパンウィーク」の開催など**現地主導でのプロモーションの推進**、**オールジャパンでのプロモーション戦略の立案**、商流開拓の支援
- ③ 効果的な広告の打ち出しや**法律相談の提供**を通じた現地事業者への支援
- ④ 現地の日本食レストランを活用した**日本食の普及支援**

<事業の流れ>



輸出支援プラットフォーム（輸出先国における公的支援）



食産業の戦略的海外展開支援事業

【令和 5 年度予算概算要求額 235（235）百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大を後押しし、日本の農林水産業者・食品事業者の利益となる**海外展開を官民で連携して推進**するため、**海外展開に役立つ各国の法制度、政策動向等に関する情報収集・分析、日本の事業者への情報提供等**により、**海外展開の多様な課題への対応について積極的に支援**します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円〔2025年まで〕、5 兆円〔2030年まで〕）
- 輸出拡大に資する海外展開に取り組む企業等（官民協議会会員800社・海外進出企業200社〔2024年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食産業の海外展開に向けた環境整備及び官民連携の推進

235（235）百万円

海外展開に役立つ調査、食産業海外展開推進官民協議会（700以上の企業・関係機関等で構成）を通じての情報発信から海外進出まで、**我が国食産業への一貫支援**を以下の取組を通じて実施します。

- ① **官民での海外展開に役立つ情報共有の推進**、専用HPの運営等
- ② 各国のSDGs政策など、**海外展開に役立つ法制度、政策動向等に関する情報収集・分析、海外展開の事業構想策定のための調査**、二国間協力の推進や規制緩和等の働きかけを行う二国間対話を実施
- ③ 既決EPAの情報提供の強化及び原産地証明の取得支援
- ④ 海外の食品安全規制等に関する**法的な相談体制の強化**

<事業の流れ>

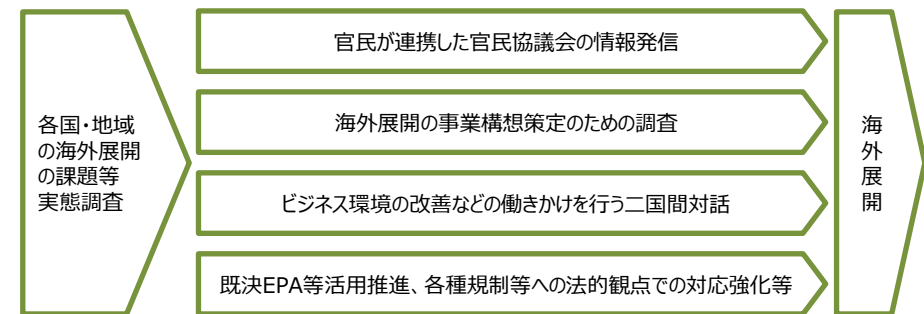


課題

モノの輸出に加え、世界的なバリューチェーン全体を通じた稼ぎの機会を増やしていくため、我が国食産業の海外展開を維持・拡大していくことが、生産者等の所得向上に重要

官民が連携した海外展開支援、推進等のイメージ

事業内容



成果

- 農林水産物・食品の輸出拡大、食料安全保障等への貢献
- 我が国食産業の海外展開による需要獲得を通じた生産者等の所得向上

地域の魅力海外発信支援事業

東日本大震災後の国際的な風評被害対策として、食品輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として日本の地域の魅力発信、日本各地の商品の輸出促進、観光促進等を支援する総合的なPR事業を実施。

令和3年度「地域の魅力海外発信支援事業」実施実績

- 新型コロナウイルスの影響で日中間の人的往来が限定的な中、中国にいながらにして日本の地域の魅力を体感できるよう情報発信を実施(令和3年12月～令和4年2月)
- ①期間中、在中国日本国大使館の微博(ウェイボー)アカウントにて、日本の観光・文化・食などの魅力を体感できるよう、67自治体・団体参加のもと、日本各地の動画を配信。合計閲覧回数は1400万回に達した。
- ②期間中、中国各地で小売店、EC(電子商取引)、日本料理店等が実施する日本料理や特産品に関するプロモーション・販促活動について、情報発信の支援を実施し、42団体が参加した。

実施年度	実施場所	参加自治体数
令和3年度	中国(オンライン)	67
令和2年度	北京等中国各地	50
令和元年度	北京等中国各地	11
平成30年度	モスクワ	5
平成30年度	北京・上海	15
平成29年度	モスクワ	6
平成29年度	北京・上海	23
平成28年度	台北	20
平成28年度	北京	16

直近の実績



岡山県(左)及び福島県(右)の動画配信の様子



連携事業の様子

在外公館用の日本産酒類推進関連経費 (在外公館でのレセプション等における日本産酒類活用)

- 在外公館では、任国要人との会食で提供したり、天皇誕生日祝賀レセプション等の大規模行事の際に日本酒で乾杯する等、**日本産酒類を積極的にアピール**しており、行事参加者から高い評価を得ている。
- 外務省では、在外公館からの調達希望を受けて、**コンクール受賞酒等の日本産酒類を調達・送付**。平成20年からこれまで約161,800本の日本酒及び約69,700本の日本ワインを送付（令和3年度末時点）。
- 平成29年度から**焼酎・泡盛**の調達・送付を開始。これまで3,400本を在外公館に送付（令和3年度末時点）。



天皇即位祝賀カクテル・レセプションにおいて、
日本産酒類を提供・紹介
(在パプアニューギニア大使館)



自衛隊記念日レセプションにおいて、
日本産酒類を提供・紹介
(在インドネシア大使館)



天皇誕生日祝賀レセプションにおいて、
日本産酒類を提供・紹介
(在ブラジル大使館)

外国報道関係者招へい費

(外務省 外務報道官・広報文化組織 国際報道官室)

事業概要・目的

○各国で発信力を有するメディア関係者を招へいし、日本政府が重視する政策を中心に取材機会を提供し、日本政府の立場・政策や、日本の実情を正確に伝える記事の執筆・掲載を促す。外国メディアの関心事項にはALPS処理水を始めとする専門的な事象も含まれるところ、外国メディアにおける正しい対日理解を増進する。

○中長期的には、日本政府と外国メディアとの関係を強化するとともに、親日的な外国メディア関係者を育成する。

(参考)

【経済財政運営と改革の基本方針2021】(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)
第2章 5. 4つの原動力を支える基盤づくり(9) 外交・安全保障の強化
戦略的対外発信の更なる強化を行う。また、親日派・知日派の拡充に取り組む。

【第208回国会における林外務大臣の外交演説】(令和4年1月)(抜粋)
「国際社会から日本の政策・取組・立場に対する理解と支持を得るための戦略的な対外発信を強力に展開するとともに、親日派・知日派育成や日系社会との連携強化に努めます。」

事業イメージ・具体例

○令和元年度は、28か国計42名の記者を招へい(個別9名、グループ7件33名)、計159本の記事が掲載された。令和2年度はコロナ禍のためオンラインで取材を調整(掲載記事は計22本)。令和3年度においても主にオンライン取材を調整したほか(個別22件30名、グループ12件261名)、リアル訪日招へいも1件(個別1名)実施した。

○招へいする外国メディアや国の特色を踏まえ、テーマを設定。

【例1】令和3年度リアル訪日取材(個別招へい)
(テーマ：福島復興・日本産食品輸出促進、大阪・関西万博、日本の近代化)

ドバイ(アブダビ)から記者をリアル招へいし、テーマに沿った取材を東京、関西、福島などで行った。その結果、大阪・関西万博や、京都の魅力、被災地の復興の様子などを伝える日本特集号が発刊された。また、アブダビは令和2年12月に日本産品の輸入規制を撤廃したが、招へい記者が福島産の食品を実際に食することにより、日本産食品の安全性を伝える内容になった。



ドバイ「ハリージェ・タイムズ」日本特集号(計48頁)

【例2】令和3年度オンライン取材(グループ取材3件)
(テーマ：東京オリパラ2020事前広報)

昨夏開催された東京オリンピック・パラリンピック2020の事前広報として、組織委員会や政府関係者などによるブリーフを計3回行い、計57か国111名が参加した。その結果、環境への配慮やインフラ整備など、ブリーフに基づいた記事が24件掲載された。



各国記者によるオンライン取材の様子

資金の流れ



期待される効果

○日本政府の立場・政策や、日本の実情を正確に伝える報道を促すことで、国際社会における対日理解を促進し、日本にとって好ましい国際世論を醸成する。

○外国メディアとの関係を強化し、親日的な外国メディア関係者を育成する。

地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業

外務大臣と地方自治体の首長との共催で、駐日外交団等を飯倉公館に招き、地方の多様な魅力を内外に発信する事業。

<具体的成果例>

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会出場国選手団の事前合宿の誘致につながった。
- 実施後に駐日大使の県訪問が実現した。
- メディア関係者との人脈を築き、新たな情報発信の展開の可能性ができた。

平成26年度以来、計22回実施。

平成27年 2月 3日	京都市
平成27年 3月12日	福島県
平成27年 7月23日	広島県・広島市
平成27年10月27日	三重県
平成27年11月12日	青森県
平成28年 2月 9日	香川県
平成28年 6月 1日	茨城県
平成28年11月10日	和歌山県
平成29年 2月 1日	佐賀県
平成29年 3月23日	山口県

平成29年 7月 3日	福岡県
平成29年 8月 2日	岡山県
平成30年 2月19日	高知県
平成30年 3月23日	北海道
平成30年 12月 7日	福島県
平成31年 1月30日	鹿児島県
平成31年 2月19日	愛媛県
平成31年 3月25日	長崎県
令和元年 11月 8日	宮崎県
令和元年 12月11日	奈良県
令和 2年 2月 7日	岩手県
令和 4年 7月25日	福島県

* 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大状況に鑑み、実施を見送った。

地方創生支援対外発信事業 外務大臣及び福島県知事共催 「ふくしま復興レセプション～挑戦を続けるFukushima～」(令和4年7月)

令和4年7月、地方創生支援対外発信事業外務大臣及び福島県知事共催「ふくしま復興レセプション～挑戦を続けるFukushima～」を開催(本事業は飯倉公館工事期間中であつたため、都内八芳園で開催)、駐日外交団他約140名が参加した。

第一部では、冒頭、上杉謙太郎外務大臣政務官が挨拶を行った後、内堀雅雄福島県知事が「Fukushimaの未来」と題したプレゼンテーションを行い、福島県の最新の復興状況等を紹介した。上杉政務官は、歓迎の挨拶の中で、東日本大震災後に各国から寄せられた温かい支援や励ましに謝意を改めて表するとともに、福島に直接足を運んでいただき、桃など魅力あふれる県産品を楽しんでいただきたいと期待を述べた。

第二部交流会では、林芳正外務大臣が挨拶の中で、福島の日本酒が我が国の在外公館においても活用されており、日本外交の重要な一端を担っていることに触れつつ、福島の食・観光などの多様な魅力、そして正しい情報を広く発信していただくことについて、各国・各地域の理解と協力を求めた。

小田原潔外務副大臣、鈴木貴子外務副大臣、三宅伸吾外務大臣政務官及び本田太郎外務大臣政務官も出席し、駐日外交団を中心とした参加者に対し、福島県の魅力を紹介した。



日本特集番組制作支援事業

(外務省 外務報道官・広報文化組織 国際報道官室)

事業概要・目的

○対日理解促進には、外国テレビ局を通じた映像による発信が効果的であるが、日本に支局を置く外国テレビ局はわずかであるところ、外国のテレビチームを招へいし、日本の外交政策、政治、経済、社会、文化などをテーマとした特集番組の制作を支援し、戦略的な政策発信を実施する。

(参考)

【経済財政運営と改革の基本方針2021】(令和3年6月18日閣議決定)

(抜粋)

第2章 5. 4つの原動力を支える基盤づくり(9) 外交・安全保障の強化
戦略的対外発信の更なる強化を行う。また、親日派・知日派の拡充に取り組む。

【第208回国会における林外務大臣の外交演説】(令和4年1月)(抜粋)

「国際社会から日本の政策・取組・立場に対する理解と支持を得るための戦略的な対外発信を強力に展開するとともに、親日派・知日派育成や日系社会との連携強化に努めます。」

事業イメージ・具体例

○世論形成に影響力のある外国のテレビチームを招へいし、日本政府が重視する政策を中心に、有識者へのインタビューや現場視察といった取材機会を提供し、日本特集番組の制作を支援し、現地で放映させる。(令和3年度はコロナ禍のため、オンラインでタイMCOTによる気候変動対策など3つのテーマに関する取材を調整した。)

○令和元年度、ポーランドTVN局テレビチームの招へい(令和2年2月)。

【招へい趣旨と結果概要】日ポーランド国交樹立100周年の機会を捉えて招へい。ポーランドは日本の戦略的パートナー国であること、同国において300社を超える日系企業が活躍していること、「V4(チェコ・ハンガリー・ポーランド・スロバキア)+日本」協力関係等、良好な二国間関係について発信した。また、同国と所縁のある地方都市(福井県敦賀市、愛媛県松山市)で取材・撮影を行い、両国の歴史的な絆や友好関係を再確認(人道の港:ポーランド孤児受入れ)する番組が制作され、100周年特集(60分)と日本食紹介番組(45分)がそれぞれ7~8回放送され(延べ放送時間795分)、対日理解促進に貢献した。

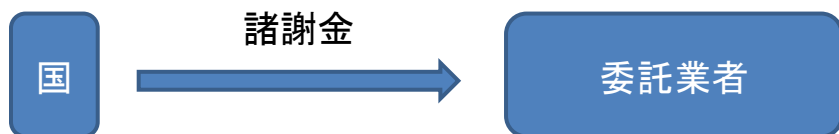


欧州局長への
インタビュー
の様子



「敦賀ムゼウム」での
ポーランド孤児救
出の撮影の様子は、
福井TVから逆取材
を受けた(OA抜出
画像)

資金の流れ



期待される効果

○テーマと狙いを定めて訪日取材を調整し、日本政府の立場・政策や、日本の実情を正確に伝える特集番組を制作・放映させることで、特に途上国で影響力の大きいテレビの訴求力を利用して、当該国を始め国際社会における対日理解・対日感情を一層向上させ、日本にとって好ましい国際世論を醸成する。

国際交流基金事業

組織概要・目的

国際文化交流を担う専門機関として、外交政策を踏まえつつ、海外における文化芸術交流、日本語教育、日本研究・国際対話に資する事業を実施し、対日理解を促進しつつ、国際社会における我が国の地位を向上させることを目指す。



ヴェネチア・ビエンナーレ 国際美術展



コスタリカにおける日本語能力試験実施後の関係者



リスボンにおける欧州日本研究協会

事業分野

□ 文化芸術交流

舞台公演・美術展・日本映画上映会等の実施又は支援、人物交流、情報発信等

豊かで多様な日本の文化や芸術を様々な形で世界各地に向けて発信。文化芸術を通じて日本のこころを世界の人々に伝え、言葉を越えた共感の場を創り出し、また、共に創造する喜びを分かち合って、人と人との交流を深める。

□ 海外における日本語教育

日本語専門家の海外派遣、日本語教育機関等への助成、海外の日本語教師育成、日本語能力試験の実施、日本語教材の開発・制作等

より多くの人々に日本語を学ぶ機会が与えられるように、そして、日本語学習を長く継続できるように、日本語を学びやすく、教えやすいものとするため、日本語教育の基盤や環境の整備を行う。また、各国・地域の政府や自治体、教育機関等と連携して、それぞれの教育環境、教育政策、学習者の目的や関心に十分に対応した事業を実施（アニメ・マンガや日本文化等を題材にしたeラーニングにも対応）。

□ 日本研究・国際対話

海外日本研究者へのフェローシップ供与、高等教育・研究機関への助成、日本研究情報提供、人材育成支援

海外での日本研究を支援し、その振興を図ることで、世界の各国で人々により日本が深く理解されることを目指す。また、国際的な重要課題、共通の関心事項について、日本と海外の人々の間で対話する機会を作ること、日本の対外発信を強化すると共に、将来の対話や交流事業の中心的な役割を担う人材を育てるための事業を推進。

日本事情発信資料の作成

(外務省 外務報道官・広報文化組織 広報文化外交戦略課)

事業概要・目的

○諸外国の一般国民を対象に、日本事情等についての対外発信を行うことにより、正しい対日理解の促進、知日派の育成等を図る。
具体的には、以下の広報コンテンツの制作等を通じ、諸外国に向けた発信を行う。

1. 海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」
2. 日本紹介映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」
3. 海外広報用画像素材提供業務
4. 海外向け「生け花カレンダー」

【経済財政運営と改革の基本方針2022】該当箇所（抜粋）

第3章 1. 国際環境の変化への対応
(1) 外交・安全保障の強化

これらの取組を推進するため、時代に即した国際協力の在り方を模索するとともに、国際機関とODAを通じた国際協力を適正・効率的かつ戦略的に活用しつつ、ODAを拡充するほか、偽情報対策・戦略的対外発信、親日派・知日派の育成、デジタル化・情報防護、情報収集・分析力の向上等を推進し、外交力の強化に取り組む。



事業イメージ・具体例

○海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」

美しい写真を多用した日本事情発信誌を年2号（7言語）制作し、日本の社会・文化・流行等を海外に紹介。在外公館において、定期配布の他、広報文化事業や学校訪問の際にも活用。

○日本紹介映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」(JVT)

日本の社会、文化、流行等のさまざまな側面をわかりやすく紹介するビデオクリップ。1号4トピックで年5号制作（7言語、字幕（英・中））。在外公館を通じて海外テレビ局に無償提供し、例年100局を超える海外テレビ局で放映。在外公館による上映、貸出し等にも活用。

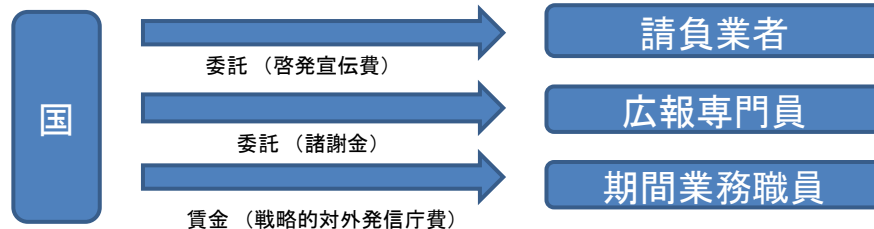
○海外広報用画像素材提供業務

在外公館が作成する各種資料に画像素材を使用するための経費。これにより効果的な発信資料の作成が可能。

○海外向け「生け花カレンダー」

日本の伝統文化である「生け花」を題材とする海外向けカレンダー。表紙及び各月の生け花の写真は、5流派（草月、池坊、小原、古流、一葉式いけ花）の家元が無償で提供。

資金の流れ



期待される効果

- 日本の多様な魅力を海外の一般の人々に伝えることにより、日本に対する関心を惹起し、対日理解を促進し、親日感情を醸成する。中長期的な親日派・知日派の育成に寄与する。
- 生け花カレンダーにおいては、時候の挨拶その他効果的な機会に配布することにより、在外公館の円滑な業務の遂行に不可欠な人脈の開拓や維持・強化、外交基盤の拡大・強化に資することが期待される。

官民連携推進事業（外務省経済局政策課）

事業概要・目的

- 諸外国の成長を日本の成長に取り組んでいくため、官民連携の下、日本企業の海外展開に向けた取組を行う。
- 日本企業の海外展開を促進すべく、日本企業のトラブル解決・未然防止のため体制を強化。
- 我が国の農林水産物・食品の輸出を促進する上で大きな障害となっている、福島第一原発事故後に導入された日本産食品に対する輸入規制の撤廃に向け、規制が維持されている国・地域の輸入規制当局担当者等への働きかけ等を通じ、日本産食品の安全性等につき直接理解を促す。
- 2030年までに農林水産物・食品の輸出額5兆円という政府目標の達成及びその後の更なる輸出拡大に向け、在外公館に専属のアドバイザーを設置する等して、輸出先国・地域の情報収集・プロモーション等輸出拡大に向けた取組を集中的に行う。また、まだ海外での認知度は低いが輸出のポテンシャルが見込める泡盛の輸出促進に集中的に取り組む。

事業イメージ・具体例

○日本企業のトラブル解決・未然防止のための取組

【現地民間企業との意見交換等】（本省）

日本企業支援ガイドラインの改訂や今後の方策のため、実態調査や現地民間企業関係者との意見交換を行う。

【日本企業支援専門員委嘱】（本省）

本省において在外公館から持ち込まれる企業支援案件への対応や適切な支援体制を構築するための日本企業支援専門員（法曹有資格者）を雇用する。

【専門アドバイザー委嘱】（在外）

在外公館において法的側面から日本企業を支援するための業務を日本人弁護士等へ委嘱する。

○日本産品の輸出促進のための取組

【日本産食品の安全性・魅力発信のレセプション】（在外）

先方政府関係者、一般市民等を対象とした日本産食品の安全性及び魅力の広報レセプションを開催し、日本産食品の安全性等につき直接理解を促す。

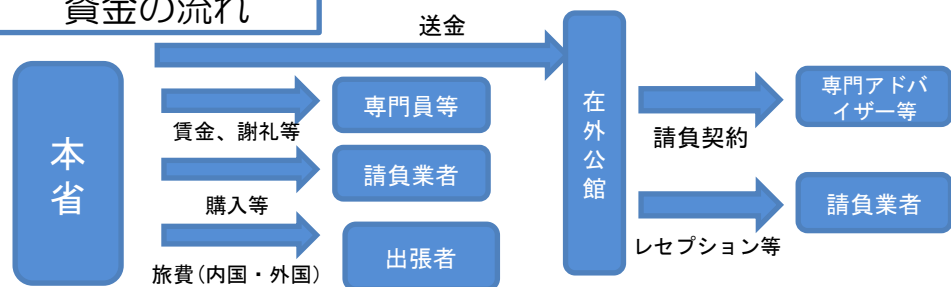
【農林水産物・食品輸出促進アドバイザー委嘱】（在外）

食品輸出に係る相手国・地域の規制等に関する情報収集、人脈形成等を支援する専門のアドバイザーを現地の専門家に委嘱する。

【泡盛プロモーション事業】（在外）

在外公館等において、現地のバイヤー及び報道関係者等を対象として、泡盛の広報を実施する。

資金の流れ



期待される効果

- 日本企業のトラブル解決を支援するための体制づくりやトラブルの未然防止に資する活動の強化により、日本企業が安心して、より円滑に海外での活動を行うことができる。
- 地方企業を含む民間企業や経済団体との連携の下、外交施設・ネットワークを最大限に活用しつつ、日本企業の優れた製品やサービスを海外に売り込んでいくことができる。
- 日本産食品に対する輸入規制撤廃国・地域を増やし、その安全性及び魅力を発信することで輸出拡大につなげる。

在外公館文化事業＜和食＞

目的:世界的な「和食ブーム」、我が国の伝統的食文化としてのユネスコ無形文化遺産登録を踏まえ、現地ニーズに応じた専門家によるレクチャー・デモンストレーション等を通じて、我が国の食文化の魅力を効果的に発信。

期待される効果:本邦のトップレベルの専門家や近隣国の料理人等を、現地における日本食の浸透度、食文化の洗練度等に応じて柔軟に派遣。

→和食を通じて、我が国の文化の魅力を効果的に発信することにより、良好な対日イメージを形成。



和食レクデモ 仏（リヨン） （令和元年10月）

- リヨン市庁舎及びポール・ボキューズ料理学校において、日本を代表する料理研究家・土井善晴氏による和食レクデモを実施。
- 現地メディアで多数報じられた他、土井氏が発信したツイッターでは、約800件のリツイート及び約7,000件のいいねを記録。
- 本事業に合わせてリヨン市長より、日本が「リヨン国際美食館」の特別招待国に決定し、「日本食月間」（2021年秋に延期）が開催される旨を発表。仏における和食ブーム及び食文化交流を促進。



和食レクデモ ASEAN （令和2年2月）

- ASEAN事務局のダイニングホールにおいて、ASEAN事務局及びASEAN各国政府関係者を対象に、公邸料理人による「だし」をテーマとした和食レクデモを実施。
- 現地メディアで多数報じられた他、本事業に参加した日ASEAN食料・農業友好親善大使のSNS関連サイトでは、約96,000件のいいねを記録。
- ASEAN関係者の和食に対する理解・関心を深めるとともに、ASEANにおける日本のプレゼンスを強化。



日本食文化（郷土料理）発信 中国（広州市） （令和4年3月）

- 福岡県出身の「日本食普及の親善大使」による和食文化発信事業を実施。
- 福岡の観光資源や特産品等の紹介、郷土料理のレクデモ及び調理体験を実施、インターネットライブ中継したところ、34万人が視聴。
- イベントで紹介した福岡の特産品や商品がどこで買えるのか等の質問が多く寄せられ、新たな親日層の開拓及び対日関心の向上に寄与。

海外展開のための支援事業者活用促進事業

中小企業庁経営支援部
創業・新事業促進課
中小企業庁事業環境部財務課

令和5年度概算要求額 **8.6 億円** (5.5 億円)

事業の内容

事業目的

(1) JAPANブランド育成支援等事業
地域中小企業の域外需要の獲得を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とします。

(2) アイヌ中小企業振興対策事業
「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」等に基づき、地域振興、産業振興、観光振興等を含めたアイヌ施策の総合的かつ効果的な実施に取り組むこととされていることから、アイヌの民芸品の理解を深め、アイヌ中小企業の産業振興を図ることを目的とします。

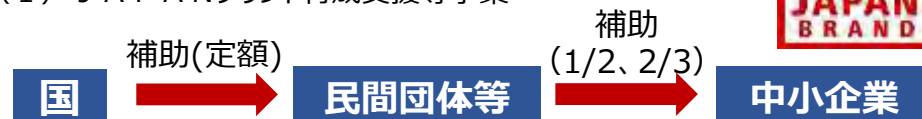
事業概要

(1) JAPANブランド育成支援等事業
中小企業・小規模事業者が、海外展開やそれを見据えた全国展開のため取り組み（新商品・サービス開発やブランディング等）を実施するための経費の一部を補助します。
海外展開支援に実績のある支援機関・支援事業者（支援パートナー）の活用を要件とします。

(2) アイヌ中小企業振興対策事業
北海道や東京等での展示・販売事業や、アイヌ民芸品の木彫事業者等の技術の向上や新商品開発のための研修等の実施を支援します。

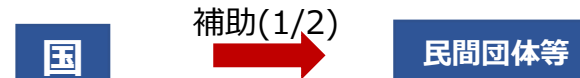
事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) JAPANブランド育成支援等事業



- 補助上限額：500万円（複数者による共同申請の場合は上限2,000万円）
- 補助率：2/3以内（海外展開を見据えた国内販路開拓、計画3年目の場合は1/2以内）

(2) アイヌ中小企業振興対策事業



- 補助上限額：716.5万円
- 補助率：1/2以内

成果目標

(1) JAPANブランド育成支援等事業
事業終了5年後の採択事業者全体の労働生産性について、20%向上を目指します。
事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合50%以上を目指します。

(2) アイヌ中小企業振興対策事業
展示・販売会等の参加者でアイヌ民芸品に大変興味を持ったと回答した者の割合90%以上を目指します。

2 マーケットインの発想で 輸出にチャレンジする事業者の支援

グローバル産地づくり推進事業

【令和 5 年度予算概算要求額 1,280 (954) 百万円】

<対策のポイント>

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を通じて産地育成、安定供給体制の強化を図るため、輸出産地による**輸出事業計画の策定・実行支援、輸出診断や商流構築の実施、加工食品の輸出強化、輸出関連信用保証支援、輸出支援プラットフォーム等との連携、品目等の課題に応じた取組等**を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円〔2025年まで〕、5 兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. GFPグローバル産地づくり強化対策

① 輸出事業計画策定等の支援

輸出産地形成を具体的に進めるための**計画策定・実行、生産・加工体制の構築、事業効果の検証**など、輸出産地形成を本格的に進める取組を支援します。

② GFPの取組強化

ア 輸出産地等の裾野を広げ海外市場に繋げるため、**産地・事業者への輸出診断や商流構築など熟度や規模に応じた伴走支援等を実施**するとともに、**輸出支援プラットフォーム等と連携したセミナーなどを実施**します。

イ 輸出先国の植物検疫等の規制に係る**産地の課題解決**を支援します。

③ 加工食品の輸出強化への支援

重点品目の他、**包材規制・賞味期限延長への対応、代替添加物への切替え促進、地方農政局等を活用した事業者掘り起こし等**による輸出拡大を強化します。

④ 輸出ビジネス強化等支援

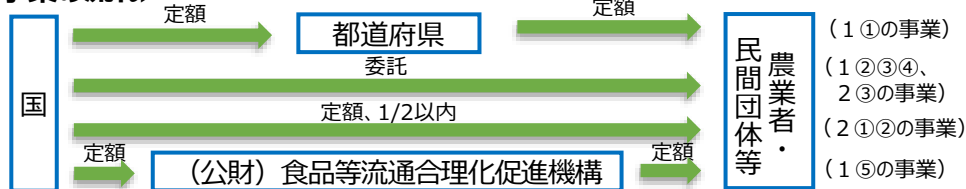
輸出事業者の更なる販路拡大に向け、**ECサイトの活用方法の検討やECを活用した農林水産物・食品の輸出の実態**を調査します。

⑤ 輸出関連信用保証支援

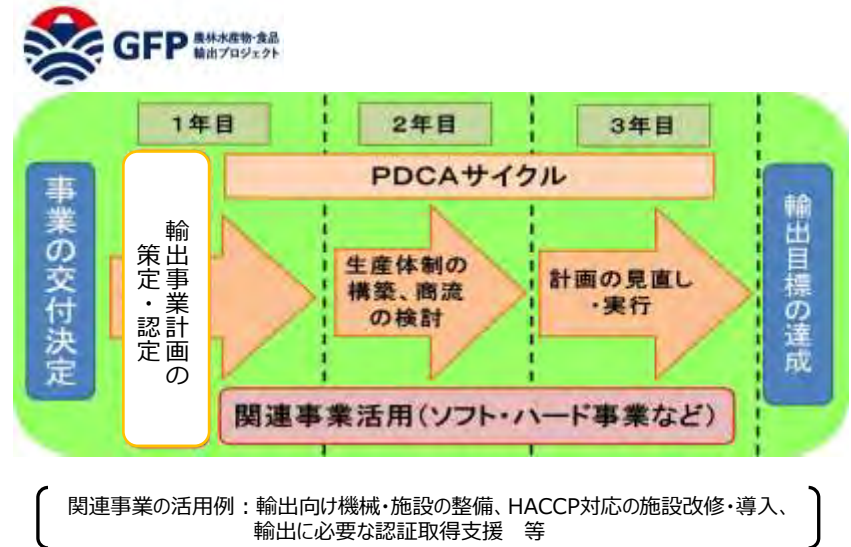
輸出リスクに対応し融資を円滑化するため**信用保証に係る保証料**を支援します。

2. 品目等の課題に応じた取組支援

<事業の流れ>



1. 輸出事業計画策定等の支援



2. 品目等の課題に応じた取組支援

- ① **日本発の水産エコラベルの普及推進**
国際水準の水産エコラベルの普及に向けた取組を支援します。
- ② **規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備**
国際規格であるJFS規格を活用した輸出を支援します。
- ③ **JAS等の国際標準化による輸出環境整備**
ISOや諸外国の国際標準化の状況等の調査、JAS等をベースとした国際規格の制定、専門人材の育成等を支援します。

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）

地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業

【令和5年度予算概算要求額 200（192）百万円】

<対策のポイント>

地域の農林水産物を有効活用するため、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が、それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置して、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- クラウドファンディングの資金調達目標金額を達成した地域食品産業連携プロジェクト（LFP）の割合（50%以上）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域食品産業連携プロジェクト推進事業

140百万円

都道府県が、地域の農林水産物を活用した持続可能なビジネスモデルを創出するために、プラットフォームの設置、生産者・消費者説明会の開催、情報発信、研修会の開催、プロジェクトの調査検討、戦略会議の開催、データを活用したマーケティング、試作品製造・販路開拓等の経費を支援します。

また、「輸出枠」を拡大し、地域産業の強みを活かした加工食品等を輸出につなげ、地域の食品産業の強化に資する取組を支援します。

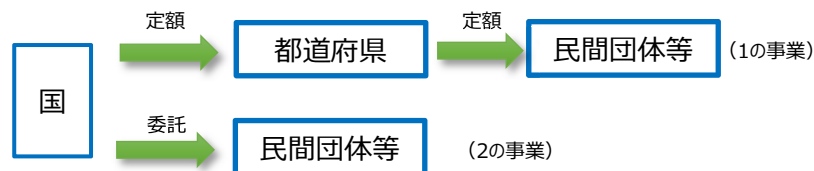
2. 地域食品産業連携プロジェクト推進委託事業

60百万円

都道府県が行う、研修会の開催や戦略の検討・実行、クラウドファンディングの活用をコーディネーターを派遣して伴走支援します。

また、オープンイノベーションの場として、事業者と都道府県のプラットフォームとのマッチングのため、事業者のリスト化、都道府県への事業者派遣、マッチング交流会を行い、都道府県による取組の進展を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部企画グループ（03-6744-2063）

加工食品輸出クラスター形成事業

【令和5年度予算概算要求額 38（－）百万円】

<対策のポイント>

加工食品の輸出にあたっては、食品事業者の大宗を占める中小企業単独では輸出のノウハウや人材の面でハードルが高いことから、**魅力ある地域の中小食品製造業者や商社等の関係者が連携して行う輸出促進の取組**（例：加工食品のPR・実証試験・輸出人材の育成、商品開発に必要な機械の整備等）を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

PR・実証試験等



海外展示会への参加



実証試験



セミナー・商談会の開催

新商品開発に必要な機械の改良・開発等



ニーズ対応商品の開発



賞味期限延長
商品の開発



大ロット製造の
ための機器

1. 加工食品のPR、実証試験、輸出人材育成等

加工食品の輸出に取り組む際の、新規開拓・商流拡大に向けたPRや実証試験、また、規制・ニーズに対応する商品の開発・改良、人材育成に係る費用を支援。さらには、輸出人材の育成を支援。

2. 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良のために必要な機械の改良・開発等

規制・ニーズ等に対応する新商品の開発・改良、大ロット製造のために必要な施設整備に係る費用を支援。

<事業の流れ>



令和4年度には緊急性の高い着色料について、輸出先上位11ヶ国の「添加物種別の代替添加物 早見表」を作成。令和5年度では、着色料以外に緊急性の高い添加物を早見表に追加します。併せて、対応する着色料の表示規制についても調査し、結果を早見表に連携します。

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円「2025年まで」、5兆円「2030年まで」）

＜事業の内容＞

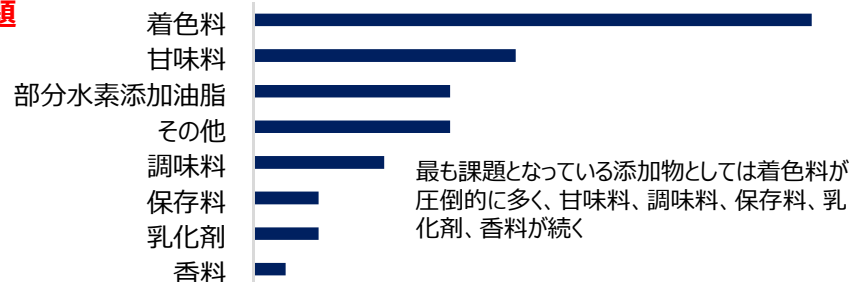
米国等の輸出先上位国における食品添加物規制を調査し、国別・添加物種別に代替添加物の用途、使用基準、規格を整理した早見表を作成します。また、食品添加物等の勉強会や研修会の開催等による知見を共有します。

着色料等の食品表示規制及びその関連法規を調査します。

＜事業の流れ＞



課題



対応



国別・添加物
種別の代替添
加物「早見表」
を作成

[illegible]

ローカル10,000プロジェクト

R5概算要求額: 地域経済循環創造事業交付金 1,300百万円の内数
(R4当初予算額: 地域経済循環創造事業交付金 500百万円の内数)

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行う。
- これまで地域に蓄積された人材力や、地域の大学の研究成果等を活かす「ローカルスタートアップ」に対して、支援枠を創設。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業
- ・ 地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、
・ 施設整備費
・ 機械装置費
・ 備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村
の事業は国費2/3, 3/4

重点支援（嵩上げ）

- ・ 「デジタル技術」 国費10/10
- ・ 「ローカル脱炭素」 国費3/4

※ローカルスタートアップに
対し、新たな支援を創設

公費による交付額 ※1

国 費

地方 費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績（440事業、354億円）

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む) (R4年3月末時点))

- ・ 公費交付額 125億円
- ・ 融資額 175億円
- ・ 自己資金等 54億円

重点支援

以下に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ① 生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】(継続)
- ② 脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】(継続)

令和5年度予算概算要求(酒類業振興関係)の概要【計26.1億円(1. 国内向け関係 14.9億円 2. 輸出促進関係 11.2億円)】

※カッコ内はR4当初予算(計14.2億円)

1. 国内向け酒類業振興 (1)～(3):14.9億円

(1)酒類事業者経営改革・構造転換支援等 要求額:13億円 (7億円)

① 経営改革・構造転換支援 (新市場開拓支援事業費補助金) 6億円 (対象となる取組)

- ・ **商品の差別化、販売手法の多様化、ICTを活用した製造・流通の高度化・効率化**
- ・ **コロナ禍**による市場環境変化への対応事業
- ・ 人手などリソース不足に対応するため上記取組についての **共同化推進事業**

② インバウンド需要開拓支援 (日本産酒類海外展開支援事業費補助金) 7億円 (対象となる取組)

- ・ **酒蔵ツーリズム**によるインバウンド需要開拓事業
(能動的な体験ができるものを重視)
- ・ リソース不足に対応するため上記取組についての **共同化推進事業**

(2)中小企業等経営支援経費 要求額:0.2億円 (0.1億円) 活性化・経営革新研修(事業承継セミナーを含む)

(3)日本産酒類ブランド化推進 要求額:1.6億円 (1.6億円)

地理的表示(GI)酒類のブランド価値向上のため、国内外の先進事例に触れるシンポジウム等(琉球泡盛等のプロモーションを含む)を実施。
また、国内の酒類業界活性化のためのフォーラムの開催。

2. 輸出促進による酒類業振興 (1)(2):11.2億円

(1)国内におけるプロモーション 要求額:4.8億円 (1.7億円)

- ① 国際的イベント等(**サミット、万博**)におけるPR
- ② 国際的な酒類教育機関における日本酒プログラムの講師招聘
- ③ 酒蔵ツーリズムによるインバウンド需要開拓事業【再掲】
- ④ **ユネスコ登録の機運醸成**
日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運を醸成するための各種PR事業

(2)海外におけるプロモーション・販路拡大 要求額:6.4億円 (3.9億円)

- ① 酒類輸出コーディネーターによる**海外バイヤーの発掘や商談会**(大規模展示会・オンライン商談会を含む)の実施
- ② **ジャパンハウス**におけるPR(ロンドン、ロサンゼルス、サンパウロ)
- ③ **海外における日系料理教室**等の商流を活用したPR
- ④ 日本産酒類の**ブランド化支援**(日本産酒類海外展開支援事業費補助金)【再掲】
- ⑤ ユネスコ登録の機運醸成【再掲】



(注)この他に令和5年度概算要求において、以下を計上。

- ・ 酒類総合研究所に対する運営費交付金【9.7億円】(ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等)
- ・ 日本酒造組合中央会の国酒振興事業に対する補助金【7.4億円】(海外サポートデスクの増設、イベント等を通じた消費者に対する情報発信等)

独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金

通商政策局総務課

令和 5 年度概算要求額 **290.1 億円** (**255.0 億円**)

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
事業目的 独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「JETRO」）が、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関する諸事情について、基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与するという目的の下、業務を実施するにあたって必要となる運営費を交付します。 事業概要 JETROは、令和 5 年度から新たな中期目標（目標期間：令和 8 年度までの 4 年間）に基づき事業を行います。 具体的には、対日直接投資やスタートアップの海外展開、海外企業との協業・連携、高度外国人材の活躍推進等を通じた「資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化」、改正輸出促進法（注）等を踏まえた「農林水産物・食品の世界市場展開の促進」、越境EC事業等のデジタル技術の活用による「中堅・中小企業など海外展開支援」、グリーン・人権・経済安全保障等の分野横断的な課題に対する調査や政策動向分析・政策立案者への情報提供や政策提言等を通じた「企業の国際展開・通商政策における共通課題等への対応」に向けて取組を進めます。 （注）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）  <pre>graph LR; A[国] -- 交付 --> B["(独) 日本貿易振興機構 (JETRO)"]</pre> 成果目標 ・イノベーション創出や地域経済活性化に資する対日直接投資の誘致を促進します。 ・現地エコシステムへの接続強化等により、スタートアップの海外展開を促進します。 ・オープンイノベーション推進のための国内外での協業・連携を促進します。 ・輸出事業者の育成・支援等を通じて、農林水産物・食品の輸出を促進します。 ・デジタル技術等を活用し、中堅・中小企業等の海外展開（輸出・投資）を促進します。

中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業

貿易経済協力局貿易振興課

令和5年度概算要求額 **3.8 億円** (2.5 億円)

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
事業目的 中堅・中小企業が自ら海外展開を行うにあたっては、販売先の確保等の様々な課題があることに加え、EC市場の拡大など中堅・中小企業を取り巻く環境の変化への対応が求められています。このような課題や環境の変化に対応する、民間事業者による新たな輸出支援ビジネスを育成し、中堅・中小企業の海外展開が自律的に拡大する仕組みの構築を目指します。	(1) 実証事業 補助（定額） 補助（1/2、1/3） 国 → (独) 日本貿易振興機構 (JETRO) → 輸出関連事業者 補助上限4,000万円 (2) 調査・普及事業 委託 国 → 民間企業等
事業概要 (1) 実証事業 中堅・中小企業の輸出を支援する民間事業者による新たなビジネスモデルについて、有望な事例を公募し、ECサイト構築費、プロモーション経費、商談会経費等について実証的に支援します。 ①デジタルを活用した輸出支援プラットフォーム等への支援 民間事業者等が、デジタル輸出支援プラットフォーム等により中堅・中小企業の輸出を支援するビジネスモデルの実証にかかる費用を補助します。 ②地域資源を活用した商品を販売する地域商社等への支援 地域商社等が、複数プレイヤーの連携や企業の掘起し等により地域産品を工夫して輸出するビジネスモデルの実証にかかる費用を補助します。 (2) 調査・普及事業 新たな輸出ビジネスモデル構築のため、各産業、輸出形態、輸出エリアなどに応じ、多様なケースにおける調査を行います。	成果目標 実証したビジネスモデルが中堅・中小企業の輸出拡大に資する形で継続する件数比率80%以上とすることを目指します。

コールドチェーン物流の海外展開支援

○ 海外のコールドチェーン物流サービスの品質向上を目指すため、コールドチェーン物流サービスの国際標準化の推進及び官民ファンドを活用した我が国物流事業者の海外展開支援を実施。

コールドチェーン物流サービスの国際標準化の推進

我が国の物流事業者の国際競争優位性の確保及び海外展開支援のため、国際標準化機構(ISO)において、日本式コールドチェーン物流サービス規格の国際標準化のための議論を推進するとともに、ASEAN等に対する規格の普及に向けた官民連携による取組を実施。

<日本式コールドチェーン物流サービス規格: JSA-S1004>

	発行日	令和2年6月30日
	対象	事業者間(BtoB)コールドチェーン物流サービス
	内容	低温保管/輸送を行うに当たって考慮すべき要求事項等

令和5年度の取組

- ISOにおけるコールドチェーン物流分野の国際規格発行に向けた議論を引き続き主導するため、プロジェクトリーダーを選定し規格案の作成や参加各国に対する対処方針の検討、日本国内及び各国関係者との調整等を行う。
- ASEAN等に対する日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及に向け、これまでに策定したASEANにおけるJSA-S1004の普及戦略及び国別アクションプランに基づくセミナー開催等、官民連携による取組を実施。



官民ファンドによる海外展開支援

- 官民ファンド「(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)」により我が国物流事業者の海外展開を支援。コールドチェーン物流サービスに関して、3件の投資実績(令和4年7月末時点)を有する。
- 引き続き、JOINの活用により、資金の供給、専門家の派遣等による、コールドチェーン物流を担う我が国企業の海外市場への参入を促進する。



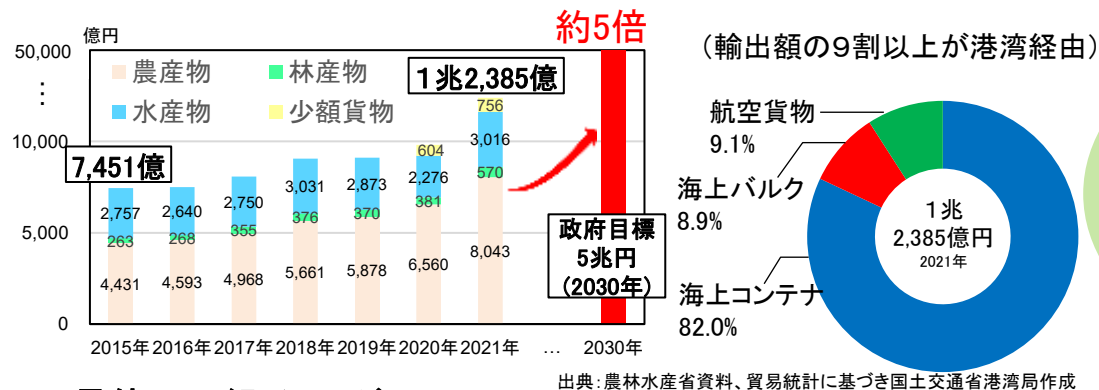
JOIN活用によるメリット

- ① 海外プロジェクトの事業化を促進
 - ▶ 共同出資によってリスクを分担するとともに、事業性向上によってファイナンス組成を円滑化。
- ② 日本方式の事業運営を支援
 - ▶ 現地事業体への役員・技術者等の人材派遣を行うことで、商業リスクを軽減。
- ③ 相手国への交渉力を強化
 - ▶ 政府出資機関としてプロジェクトに参画することで、政治リスクを軽減。

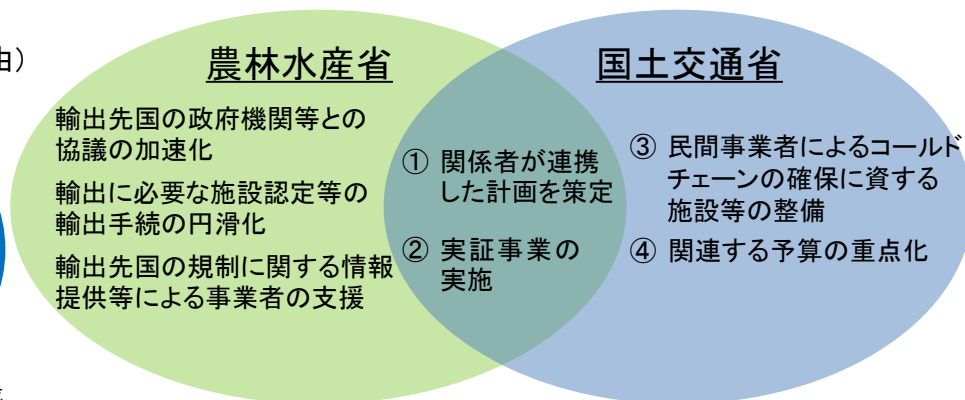
産地と港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進

○2030年の農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする政府目標の達成に向け、港湾を通じた農林水産物・食品の輸出をこれまで以上に促進するため、生産関係者や港湾関係者が連携して策定する実施計画を農林水産省及び国土交通省が共同して認定した場合の施設整備に係る支援等を実施。

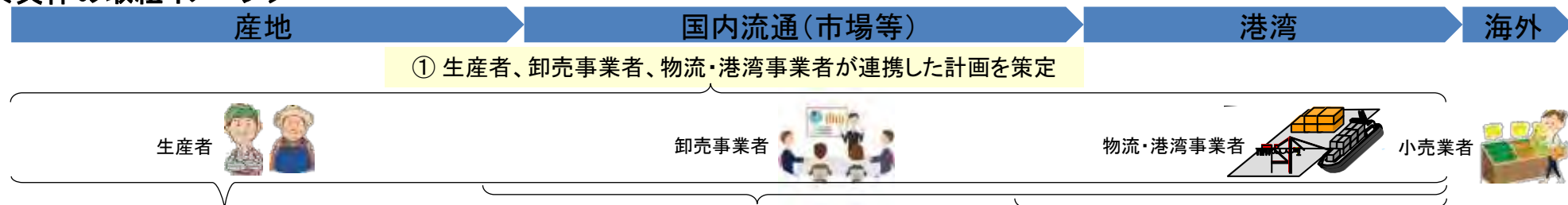
<農林水産物・食品の輸出額の推移と輸出手段別割合>



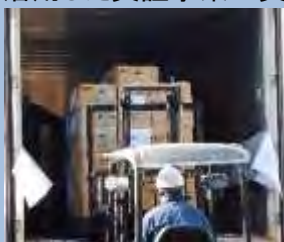
<農林水産省の取組と国土交通省が連携して推進する取組>



<具体の取組イメージ>



② 高機能コンテナやRORO船を活用した実証事業の実施



③ 民間事業者によるコールドチェーンの確保に資する施設等の整備



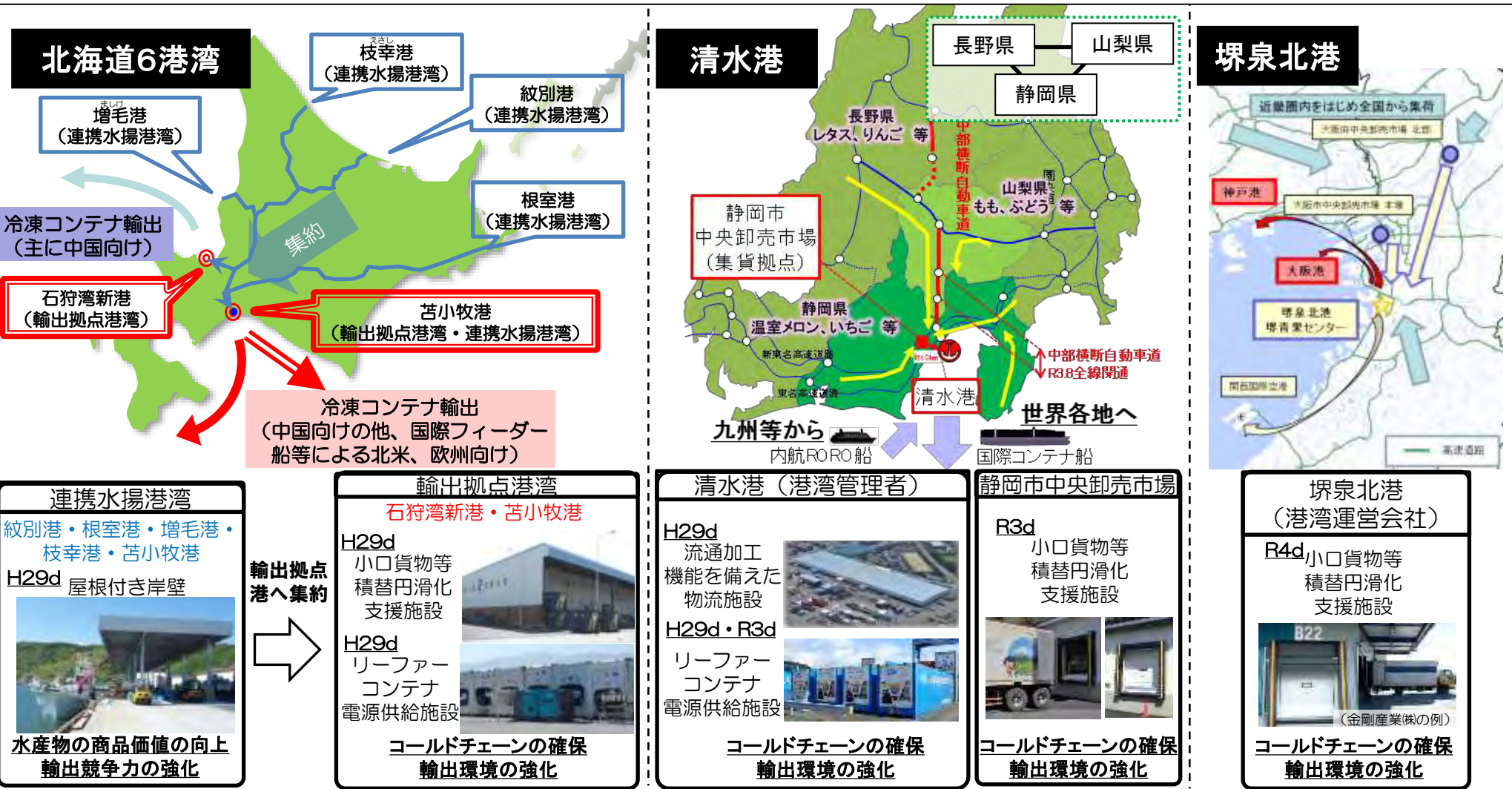
④ 関連する予算の重点化



農林水産物・食品輸出に関係する川上から川下までの連携を強化

産地と港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進の適用事例

- 農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組については、港湾管理者等向けに、屋根付き岸壁や温度・衛生管理が可能な荷さばき施設等への支援として、北海道6港湾、清水港及び八代港へ適用。
- 令和3年度から、民間事業者向けに支援を拡充し、農林水産省と連携した、産地による海外への直航サービスを活用した輸出を促進するための港湾である「産直港湾」を支援する取組として、清水港及び堺泉北港へ適用。



3 政府一体となった輸出の障害の克服

輸出環境整備推進事業

【令和5年度予算概算要求額 2,083（1,674）百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品輸出本部の下で、**輸出先国の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化**を推進するとともに、**輸出手続の円滑化**や輸出に取り組む**事業者の利便性の向上**を図る取組、輸出先国が求める**食品安全規制等に対応**するための事業者の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 548（434）百万円
政府間交渉に必要な**情報・科学的データの収集・分析等**、外国政府の**規制担当官の我が国への招へい**、輸出先国が求める**植物検疫上の要求事項を満たすための体制構築**を実施します。

【1. 協議の加速化】



情報・科学的データの
収集・分析

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】



研修等による実務担当
者の能力向上の支援



証明書発行業務の
人員増強の支援

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 180（165）百万円
証明書発行や施設認定等の迅速化、証明書の発行場所数の増加に係る体制整備等に向け、都道府県、登録認定機関等における、研修等による**実務担当者**の**能力向上**、**人員の増強**や**検査機器の導入**等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制への対応強化 1,355（1,074）百万円

【3. 生産段階での食品安全規制への対応強化】

① 事業者による輸出環境課題の解決に向けて、

ア 輸出施設のHACCP等認定

イ 畜水産物モニタリング検査

ウ インポートトレランス申請

エ 国際的認証取得・更新

オ 輸出先国の規制に対応した加工食品等製造等を支援します。

② 生産海域の指定等に向けた基礎データの収集等を行います。

③ 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。

④ HACCP認定施設の認定・監視等を行います。

⑤ 既存添加物等の安全性を示すデータ収集等を行います。

⑥ 輸出先国から求められる施設の登録、管理を行います。



国際認証の取得・更新
等の支援

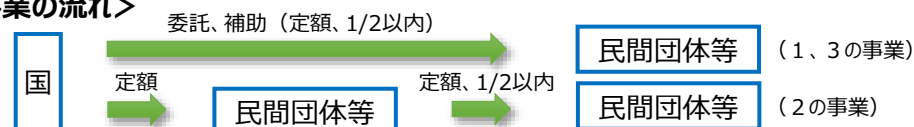


畜水産物モニタリ
ング検査等の支援



HACCP認定施設の
認定・監視等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備

【令和5年度予算概算要求額 850（600）百万円】

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

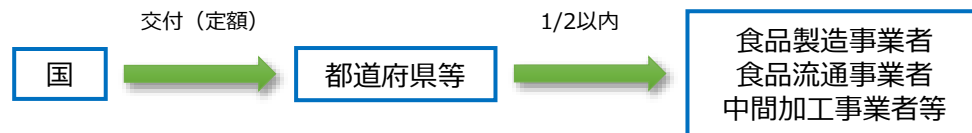
<事業の内容>

1. 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

2. 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**（効果促進事業）を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

＜対策のポイント＞

育成者権管理機関が、育成者権者に代わり、専任的に育成者権等の知的財産権を管理・保護することにより、優良な品種の海外流出を防止するとともに、国内農業振興や輸出拡大実行戦略と整合する形で育成者権を活用し、その許諾料を新品種の開発に還元できる仕組みを構築するための取組を支援します。

＜事業目標＞

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

＜事業の内容＞

育成者権管理機関が行う以下の取組を支援します。

1. 国内育成者権管理事業

国内の種苗の増殖や自家増殖の許諾契約、侵害監視活動など、国内における育成者権の適切な管理を実施するために必要な経費を支援します。

2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形で活用に向けた海外品種登録出願を支援します。

3. 国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4. 海外リーガル調査事業

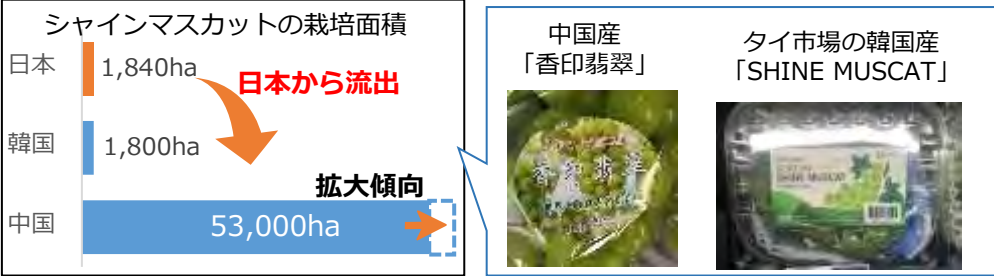
現地の種苗法や民法などの法令制度及びその運用実態や商慣習等の調査、国内農業振興や輸出戦略に資する許諾契約のひな形の作成など、海外許諾契約のための環境整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- 日本の優良な品種は、海外でも高く評価されているが、海外への無断流出が問題化。

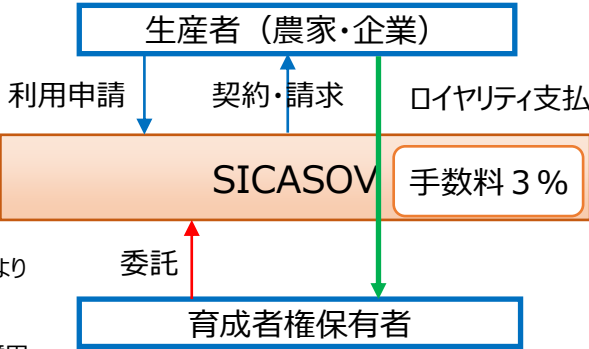


- 優良な品種の海外流出を防止するとともに、新品種の開発に資するため、育成者権者に代わって知的財産権を管理・活用する「育成者権管理機関」の活動を支援。

海外の育成者権管理機関の例

- 育成者権者の意向を踏まえ、専任的に知的財産権の管理、国内外での侵害の監視・対応、海外ライセンスを実施。

SICASOV（シカソフ）
・1947年にフランスの種苗企業の出資により設立
・国内外の4,400品種を管理
・ロイヤリティ収入：年間98億円～126億円



植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

【令和5年度予算概算要求額 183（177）百万円】

<対策のポイント>

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、**品種登録（育成者権の取得）**や**侵害対策の高度化に係る経費を支援**するとともに、**在来種等の保存、東アジア地域における共通の出願審査システムの導入、品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化を支援**します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

1. 海外における育成者権の取得支援等

育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。

- ① 海外出願
- ② 海外育成者権侵害対策
- ③ 種苗資源の保護
種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）の優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。
- ④ 種苗流通過程での海外流出防止に向けた調査等
- ⑤ 東アジア地域における植物新品種保護の推進
東アジア地域において優良な品種の導入・保護を促進するため、共通の出願審査システム（e-PVP Asia）の導入を支援します。
- ⑥ 品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化
- ⑦ 流通種子データベースの運用

2. 育成者権保護のための環境整備

海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

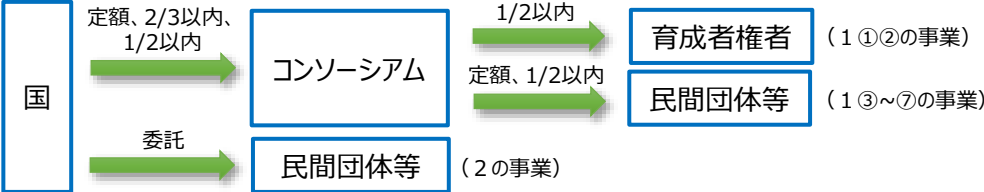
（関連事業）

農業知的財産保護・活用支援事業

64（74）百万円

海外における知的財産権の侵害リスク等を把握し、品種開発者等へ出願先国の選定や権利行使等に資する情報を提供します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）

＜対策のポイント＞

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品、輸出を指向する産品を含め多様な品目のGI登録申請拡大、GI産品の販路拡大等のための取組を支援するとともに、国内外におけるGI侵害事案等に対する対策を強化します。

＜事業目標＞

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

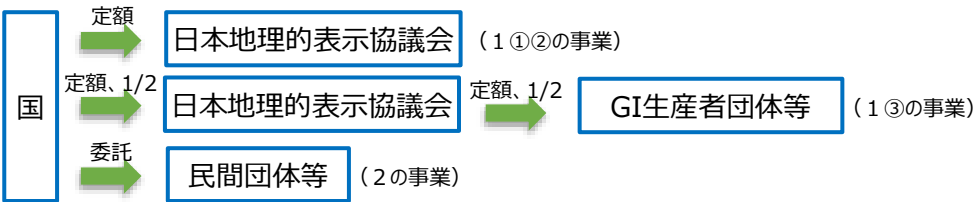
1. 地理的表示活用推進支援事業

- ① GI申請相談・有望産品の掘り起こし
GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。
また、地場の産品から加工品、輸出を指向する産品まで、多様な品目をGI申請に結びつけるためのきめ細やかなサポートを行います。
- ② 登録生産者団体支援
登録生産者団体が共同して行う、GI産品の輸出や販路拡大等のための取組を支援します。
- ③ 海外でのGI等申請・侵害対策
海外でのGI申請・登録やGI名称の不正使用等への対応を支援します。

2. 地理的表示産品模倣品等対策委託事業

模倣品対策を効率的・効果的に行うため、輸出先国に応じた知財権の確立に向けた提案、国内外におけるGI侵害事案等に対する監視を行うとともに、侵害が発覚した場合の対策などをサポートします。

＜事業の流れ＞

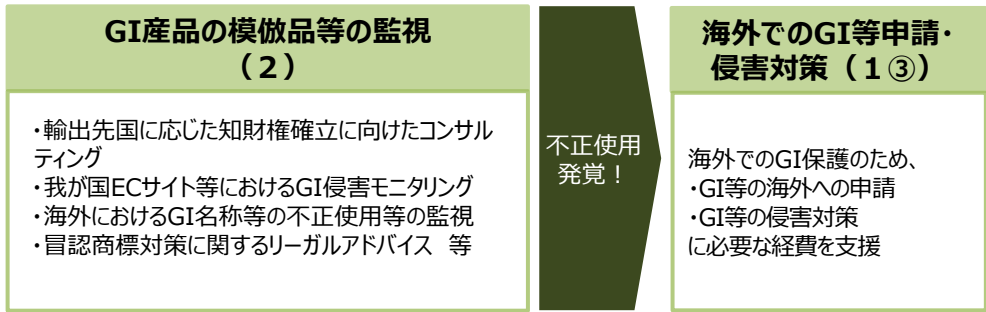


＜事業イメージ＞

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等



国内外でのGI侵害対策を通じた輸出環境等の整備



令和5年度概算要求額 **2.0**億円【うち推進枠1.1億円】（**1.8**億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において設定された、農林水産物・食品の輸出額を令和7年までに2兆円、令和12年までに5兆円とする政府目標の達成に向けて、政府一体となって更なる輸出拡大を図る必要がある。
- 厚生労働省においては、輸出先国との食品衛生の要件や手続の協議に対応するほか、輸出食品の製造・加工施設の認定、衛生証明書の発行、認定施設に対する指導・監督等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

厚生労働省

○輸出食肉・水産食品安全対策費

【R4年度：1.1億円 → R5年度：1.1億円】

- ・食肉・水産食品の輸出に係る食品衛生に関する輸出先国との協議
- ・輸出施設の認定基準等の策定、現地確認、施設認定
- ・中国をはじめとする輸出先国の規制変更への対応等

○残留農薬等基準等の国際整合化

【R4年度：16百万円 → R5年度：36百万円】

- ・海外規制当局との意見交換
- ・国際機関の推奨する基準設定方法や国際基準、各国での運用状況に係る情報収集、基準策定

厚生労働科学研究

○輸出食品の規制対策等のための研究

【R4年度：56百万円 → R5年度：53百万円】

- ・動物性食品輸出の規制対策のための研究 等

近年の輸出実績

令和3年に農林水産物・食品の輸出額は初めて**1兆円**を突破。

牛肉

- ・R2年輸出額289億円 → R3年輸出額537億円
- ・うちアメリカ向け：R2輸出額42億円 → R3輸出額103億円
- ・アメリカ向け輸出認定施設数：10（R1年）→ 15（R3年）

中国向け水産食品

- ・R2年輸出額312億円 → R3年輸出額590億円
- ・うちホタテ貝：R2年輸出額146億円 → R3年輸出額337億円
- ・中国向け輸出認定施設数：1,133（令和3年9月1日現在）

風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策（復興庁原子力災害復興班）

令和5年度概算要求額 **20億円【復興】**
（令和4年度当初予算額 20億円）

目的・事業概要

○目的

国内外において未だに根強く残る風評・不安等の払拭、ALPS処理水に対する理解醸成、諸外国・地域における日本産品に対する輸入規制撤廃等に対処するため、**国内外に対して効果的な情報発信を強化**する。

また、福島県内の自治体が自らの創意工夫によって行う**地域の魅力や食品等の安全性等の情報発信の取組み**を支援する。

○事業概要

新聞・テレビ・ラジオ・マンガ・インターネット・SNSなど**様々な媒体を活用し、放射線に関する基礎知識や福島の復興の現状、及びALPS処理水の安全性**などを国内外に向けて情報発信する。

また、市町村等が自らの創意工夫によって**地域の復興・創生に向けた取組**や食品等の安全性等について理解を深めるための**情報発信やイベントの実施等を継続的に取り組む環境整備**について支援し、**継続的に発信できる基盤を整える**。

資金の流れ

(1) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業

復興
庁

業務発注(請負)

民間事業者

(2) 地域情報発信交付金

復興
庁

交付金

福島再生加速化交付金
(地域魅力向上・発信支援事業)

県・
市町村

事業イメージ・具体例

(1) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業



FMラジオ番組にて風評払拭に向けた取組を放送。取材時動画も配信



海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」において、福島に関する複数の疑問にFAQ方式で回答

(2) 地域情報発信交付金



地域の魅力を発信するイベントの開催



地域の観光資源をPRする情報発信コンテンツ（動画等）の作成

期待される効果

(1) 風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業

国内外において、放射線に対する知識や福島の復興状況及びALPS処理水に関する理解が促進されることが期待される。

(2) 地域情報発信交付金

地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島の復興・再生を加速することが期待される。

お問い合わせ先について

1 日本の強みを最大限に発揮するための取組		
事業名	担当部署	お問い合わせ先
マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業	農林水産省輸出・国際局輸出企画課	03-3502-3408
輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業	農林水産省輸出・国際局国際地域課	03-3502-8058
食産業の戦略的海外展開支援事業		
地域の魅力海外発信支援事業	外務省大臣官房地方連携推進室	03-5501-8491
在外公館用の日本産酒類関連経費	外務省大臣官房在外公館課	03-3580-3311
地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業	外務省大臣官房地方連携推進室	03-5501-8491
外国報道関係者招へい	外務省大臣官房国際報道官室	03-5501-8134
日本特集番組制作支援事業		
独立行政法人国際交流基金運営費交付金	外務省大臣官房文化交流・海外広報課	03-5501-8139
日本事情発信	外務省大臣官房広報文化外交戦略課	03-5501-8127
官民連携推進事業	外務省経済局官民連携推進室	03-5501-8336
在外公館文化事業	外務省大臣官房文化交流・海外広報課	03-5501-8139
海外展開のための支援事業者活用促進事業	中小企業庁創業・新事業促進課	03-3501-1767

2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

事業名	担当部署	お問い合わせ先
グローバル産地づくり推進事業	農林水産省輸出・国際局輸出支援課	03-6744-2398
地域の特色ある加工食品の輸出支援事業	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	03-6744-2063 03-6744-2068
ローカル10,000プロジェクト	総務省自治行政局地域政策課	03-5253-5523
日本産酒類海外展開支援事業費補助金等	国税庁酒税課	03-3581-4161
独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金	国税庁鑑定企画官	
中堅・中小企業海外展開支援事業	経済産業省貿易経済協力局貿易振興課	03-3501-6759
越境EC等利活用促進事業		
中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業		
コールドチェーン物流サービス分野の国際標準化推進事業	国土交通省総合政策局参事官（国際物流）室	03-5253-8800
官民ファンドによる海外展開支援事業	国土交通省総合政策局国際政策課	03-5253-8319
特定農林水産物・食品輸出促進港湾形成事業	国土交通省港湾局計画課	03-5253-8670

3 政府一体となった輸出の障害の克服

事業名	担当部署	お問い合わせ先
輸出環境整備推進事業	農林水産省輸出・国際局輸出支援課	03-6744-2398
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備		
育成者権管理機関支援事業	農林水産省輸出・国際局知的財産課	03-6738-6443
植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業		
地理的表示保護・活用総合推進事業		03-6738-6317
農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応 (輸出食肉・水産食品安全対策、残留農薬基準の国際整合化、 輸出食品の規制対策等のための研究)	厚生労働省食品監視安全課 厚生労働省食品基準審査課	03-3595-2337 03-3595-2341
風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業	復興庁原子力災害復興班	03-6328-0248